

## 学校施設の早期耐震化について

札幌市では、「市有建築物耐震化緊急 5 力年計画」に基づき平成 23 年度までの耐震化工事完了を目標にしていた学校施設 52 校について、工事完了目標年度を平成 22 年度に前倒しし、耐震化の早期実現を図ります。これは、「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」(平成 20 年 6 月 18 日施行)により、学校施設の耐震化に係る交付金の国の算定割合が、平成 22 年度まで一定の条件の下で引き上げられたことを受けたもの。

児童・生徒たちの学びの場であり、災害時には市民の緊急避難所ともなる学校施設の安全性確保のため、耐震化の早期実現に向けて積極的に取り組んでいきます。

### 1 「市有建築物耐震化緊急 5 力年計画」について

#### (1) 計画期間

平成 19 年度～平成 23 年度

#### (2) 計画概要

旧耐震基準で建設された市有建築物(企業会計所管施設等を除く)の中でも、「災害時における応急活動の拠点となる施設」「避難所施設」「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」に定める多数の者が利用する特定建築物のうち、耐震性能が特に低いもの(1s 値 0.3 未満のもの)について、計画期間内に耐震化を行う。対象となる施設数は 64 (一般施設 12、学校施設 52)。

構造耐震指標。既存建物の耐震診断において算定する建物の耐震性能を表す指標の 1 つ。一般にこの数値が大きいほど耐震性能が高い。耐震改修促進法で定められた一定の数値を満たす必要があり、基準値 0.6 が基本となっている。(個別の判定に当たっては、建物用途による割り増しや、地域による低減を行い目標値を設定する。)

### 2 「市有建築物耐震化緊急 5 力年計画」の対象となる学校施設と工事の進捗状況

対象学校施設：52 校

(小学校：34 校、中学校：16 校、高等学校：1 校、特別支援学校：1 校)

	学校名
工事完了(1校)	琴似小
工事着手済み(19校)	中央小、光陽小、北光小、元町北小、北郷小、西岡小、東山小、山の手小、八軒小、手稲中央小、新琴似北中、札幌中、北野中、藻岩中、真駒内中、真駒内曙中、琴似中、発寒中、山の手養護
設計着手済み(6校)	新琴似西小、共栄小、平岸西小、北野小、向陵中、西陵中
今後着手予定(26校)	幌西小、大倉山小、桑園小、幌北小、篠路西小、栄北小、東光小、栄南小、明園小、東橋小、平和通小、青葉小、しらかば台小、藻岩小、石山小、真駒内南小、真駒内曙小、真駒内緑小、南の沢小、新琴似中、美香保中、北白石中、信濃中、もみじ台中、月寒中、清田高

今後着手予定の 26 校について、当初は平成 21 年度に設計、平成 22・23 年度に工事を行う予定だったが、一部の設計を平成 20 年度に前倒しし、工程も工夫するなどして、早期耐震化を図る。

### 3 「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」について

#### (1) 施行日

平成 20 年 6 月 18 日

#### (2) 概要

「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき実施される事業のうち、地震の際に倒壊等の危険性の高い公立小中学校等の建物（ $I_s$  値 0.3 未満）について、一定の条件の下、下記のとおり交付金の国の算定割合を引き上げる。

- ・地震補強事業：1/2      2/3
- ・改築事業       ：1/3      1/2

公立小中学校等の建物について、市町村に対し耐震診断の実施および耐震診断の結果（各建物ごとの  $I_s$  値等の耐震性能）の公表を義務付ける。

国および地方公共団体は、法律の趣旨を踏まえ、私立小中学校等の建物について、地震防災上の配慮をするものとする。

算定割合のさらなる引き上げについては、現行の特措法の引き上げ規定が平成 22 年度末までしか規定していないため、3 カ年の時限措置とする（平成 20～22 年度）。

算定割合の引き上げについての規定は、平成 20 年度予算から適用する。

都道府県知事が、人口および産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて作成する、平成 8 年度以降の年度を初年度とする 5 カ年間の計画。

問い合わせ先

教育委員会総務部計画課 朝倉

電話：211-3835